

## 栃木市地域支え合い活動推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が、支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定めることにより、支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 支え合い活動 支援を必要とする者に対する次に掲げる活動

ア 日常的に生活の状況を見守る活動及びその活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動

イ 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動

ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

#### (2) 支援を必要とする者 高齢者、障がい者その他の日常生活において地

域における支援を必要とする者をいう。

(3) 自治会等 自治会及び自治会以外でその構成員のために支え合い活動を行う団体であつて、当該支え合い活動が自治会の行う支え合い活動に準ずると市長が認める団体で、かつ、規約の定めがあるものをいう。

(4) 関係機関等 警察署、社会福祉協議会その他の市内において支え合い活動に関係する機関及び団体（自治会等を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、地域における支え合い活動が市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、その実現が図られるものでなければならない。

2 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行われなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、市民、自治会等、関係機関等及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

2 市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、地域における支え合い活動の中心的主体であることを認識し、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、支え合い活動と自らの事業を連携させることにより、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(団体等に対する情報の提供)

第9条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次項に掲げる団体等（以下「団体等」という。）に対し、次に掲げる者（介護保険施設、障がい者施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項の特定施設等に入所又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。）に係る情報（以下「情報」という。）を提供することができる。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）の規定により療育手帳の交付を受けている者

- (5) 介護保険法の規定により要支援認定又は要介護認定を受けている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援を必要とすると認めた者

2 前項の規定により情報を提供することができる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 自治会等
- (2) 民生委員
- (3) 栃木市高齢者ふれあい相談員
- (4) 栃木市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会
- (5) 警察署
- (6) 消防本部、消防署及び消防団
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前項第6号に掲げる者に対し支え合い活動を行う団体等のうち市長が必要と認めるもの

3 第1項の情報は、同項各号に掲げる者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める情報とする。

4 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

（65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供）

第10条 市長は、団体等に対し前条第1項第1号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、その者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより、支援を必要とする者の情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者から不同意の申出があった場合は、当該支援を必要とする者に係る当該情報の提供を行ってはな

らない。

(身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供)

第11条 市長は、第9条第1項第2号から第5号までに掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、その者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。））の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

(市長が必要と認める者に係る情報の提供)

第12条 市長は、第9条第1項第6号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、その者（その者が、同項第2号から第4号までに掲げる者に準ずる者である場合においてその者が未成年者であるときはその保護者）からの申出があった場合でなければ、これを行ってはならない。

(2以上の号に該当する者に係る情報の提供)

第13条 第9条第1項第1号に掲げる者が同時に同項第2号から第6号までのいずれかに該当する者であるときは、当該支援を必要とする者は同項第1号の規定のみに該当する者として、第10条の規定を適用する。

(自治会等及び地区社会福祉協議会の申出)

第14条 市長は、自治会等又は地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該自治会等又は地区社会福祉協議会からの申出に基づき、これを行うものとする。

(協定の締結等)

第15条 市長は、団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取扱いに関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 提供する名簿の部数
- (2) 提供する情報の対象者が居住する区域
- (3) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
- (4) 情報の管理の方法に関する事項
- (5) 名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいがあった場合における措置
- (6) 協定に違反した場合の措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、情報の管理に関し必要な事項

3 市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を求め、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿管理者の届出)

第16条 協定を締結しようとする団体等は、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を選任し、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、協定の締結後、直ちに行うものとする。

3 協定を締結した団体等は、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

(緊急時における協力の依頼等)

第17条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が適当と認める者に対し、当該支援を必要とする者に係る情報を提供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。

(情報の安全管理)

第18条 名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第19条 情報の提供を受けた団体等の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(支え合い活動の従事者の義務)

第20条 支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、また同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。